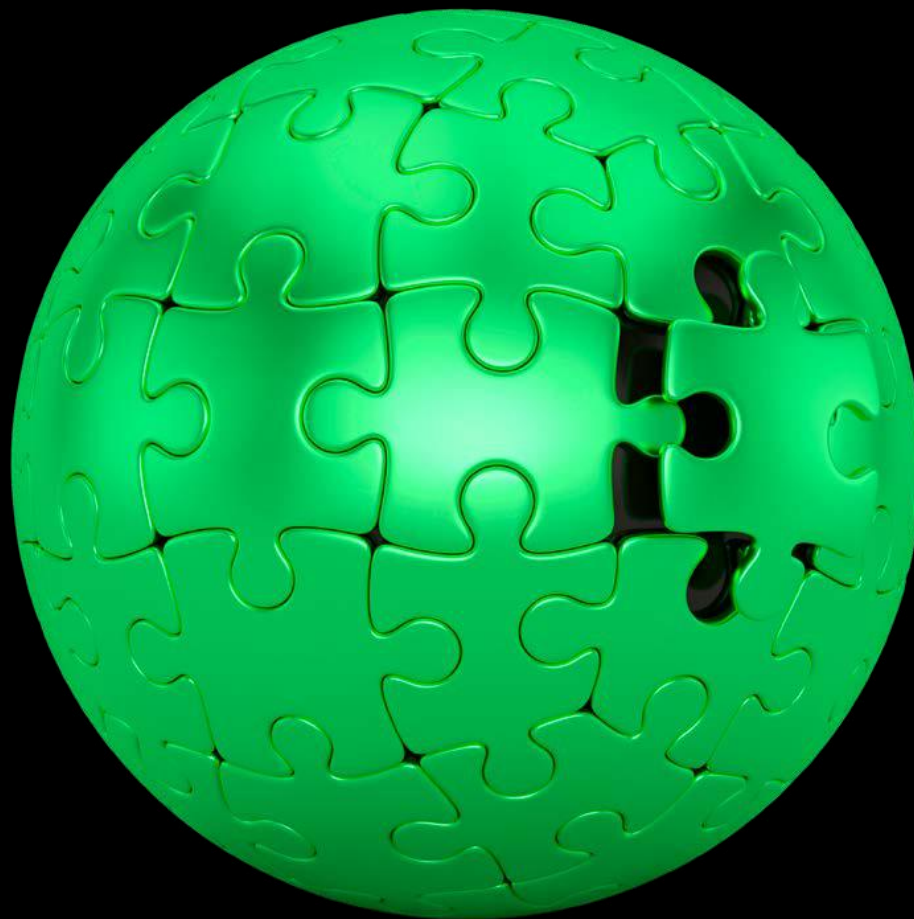




iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

EFRAG は特定の EU 域外企業向け ESRS に関する公開草案を公表



2026 年 8 月



概要

この *iGAAP in Focus* は、EFRAG が 2026 年 7 月 23 日に公表した公開草案「会計指令第 40a 条に従った特定の EU 域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準」（「ESRS-40a 公開草案」）について説明するものとなっています。

- EFRAGは、会計指令第40a条に従ってサステナビリティ情報を公表することが求められる企業（「第40a条適用対象企業」）向けのESRS-40aを定めた公開草案を公表しました。
- 第40a条適用対象企業とは、EU域外の親会社のEU域内子会社または支店であり、当該子会社／支店の直近会計年度の純売上高が2億ユーロ超、かつEU域外グループが直近2会計年度のそれぞれにおいて、EU域内で4億5,000万ユーロ超の売上高を有する場合をいいます。
- 第40a条適用対象企業は、2028年度以降、ESRS-40aに準拠して作成した、グループのインパクトに関するサステナビリティ情報を公表することが求められます。
- ESRS-40a公開草案のコメント期間は2026年10月31日までとなっています。EFRAGは、ESRS-40aに関する技術的助言を2027年1月までに最終化し、欧州委員会（EC）に提出する予定となっています。ECは当該助言を検討しますが、助言とは異なる基準を採択する可能性があります。



背景

2026 年 2 月、EU の共同立法者は、EU 域内の企業に対するサステナビリティおよびデューデリジェンスの報告要件を簡素化する[オムニバス・パッケージにおけるコンテンツ提案](#)を最終化しました。

改正版企業サステナビリティ報告指令（CSRD）¹は、以下の両方の条件を満たす EU 域外の親会社の EU 域内子会社または支店に適用される会計指令第 40a 条を改正しました。

- 子会社／支店の直近会計年度の純売上高が 2 億ユーロ超
- 第三国企業のグループの EU 域内純売上高が 2 期連続で 4 億 5 千万ユーロ超。

2028 年度から、これらの企業は、ESRS-40a に準拠して、第三国親会社のグループレベルにおけるサステナビリティ事項への影響について、サステナビリティ情報を公表し、かつアクセス可能にすることが求められます。

Observation

第40a条適用対象企業は、会計年度中の純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ、平均従業員数が1,000人超である場合、改正ESRSを適用して、自社のインパクト、リスクおよび機会について報告が求められることに留意が必要です。

第 40a 条適用対象企業の最終第三国親会社が、2026 年 7 月に EC が委任法として採択した[改正 ESRS](#)（「完全な ESRS（フル ESRS）」）または同等とみなされる基準を適用してサステナビリティ・ステートメントを作成することを選択した場合、第 40a 条適用対象企業は、保証およびアクセス可能性に関する要求事項が、親会社のサステナビリティ・ステートメント（sustainability statement）で満たされている限り、自社の ESRS-40a サステナビリティ報告書（sustainability reports）を公表し、利用可能にする必要はありません。なお、EC は本稿発行日時点では、ESRS と同等とみなされる基準を公表していません。

EC は、ESRS-40a に関する技術的助言の策定を EFRAG に委任しました。第一段階として、EFRAG は ESRS-40a の公開草案を公表しました。EFRAG のウェブサイトでは、以下の資料が入手可能です。

- [ESRS-40a 草案](#)
- [結論の根拠](#)
- [完全な ESRS（フル ESRS）との比較](#)
- [改訂履歴（log of amendments）](#)

ESRS-40a 公開草案に含まれるデータポイントの一覧および費用便益分析は、追って公表される予定です。

¹ 発効するためには、加盟国は 2027 年 3 月 19 日までに、改正 CSRD を各国法に法制化することが求められます。



ESRS-40a 草案

構成

ESRS-40a 草案の構成は、フル ESRS と同じです。相互に補完、作用することを目的とした 2 つの基準カテゴリーを使用します。

- 以下に適用される要求事項をカバーするクロス・カッティング基準
 - CSRD によって改正された EU 会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般的要求事項（ESRS-40a 1）
 - 活動セクターにかかわらずすべての企業（すなわちセクター共通）に適用され、サステナビリティピク全体に適用される全般的開示（ESRS-40a 2）
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティピクをカバーするトピック別基準

ESRS-40a 草案のフルセットは、以下のように構成されています。

クロス・ カッティング	ESRS-40a 1 全般的要求事項	ESRS-40a 2 全般的開示			
環境	ESRS-40a E1 気候変動	ESRS-40a E2 汚染	ESRS-40a E3 水	ESRS-40a E4 生物多様性お よび生態系	ESRS-40a E5 資源利用およ び循環型経済
社会	ESRS-40a S1 自社の労働力 (workforce)	ESRS-40a S2 バリュー・チェ ーンにおける労 働者	ESRS-40a S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS-40a S4 消費者および エンドユーザー	
ガバナンス	ESRS-40a G1 企業の行動倫理 (Business conduct)				

フル ESRS との差異

概要

EFRAG は、基準設定の出発点はフル ESRS の内容であるべきであると結論付けました。ESRS-40a 草案には以下の新しい要素が含まれています。

- すべての要求される情報が第 40a 条の企業に提供されていない場合のような、CSRD によって改正された会計指令（「レベルワン規制（Level one regulation）」）の重要な規定を反映するための新たな段落。
- 特定の条件が満たされた場合に限り、（気候に関連するもの以外の）インパクトの開示を EU 関連のインパクトに限定するオプション（「混合アプローチ（mixed approach）」）およびオプションの使用に関する特定の開示要求の導入。
- EU 法令に由来する概念および用語を、それらの法令の適用範囲外の事業に適用することに関する特定の開示要求
- ESRS-40a 開示の相当な部分（例えば、全般的開示およびインパクトに関する情報）が、適用される法域のサステナビリティ報告基準に従って作成されるサステナビリティ報告書と重複する可能性があることを認め、参照による組込の適用における柔軟性

フル ESRS はインパクト、リスクおよび機会を対象としていますが、ESRS-40a 草案はインパクトのみを対象としています。このアプローチの変更により、リスク、機会、レジリエンスおよび依存関係に関するデータポイントが削除され、その他のデータポイントが目標報告の目的を反映するように改正されました。

CSRD 第 40a 条で要求されている報告の性質を反映するため、ESRS-40a 草案では「サステナビリティ・ステートメント(sustainability statement)」という ESRS の用語が「サステナビリティ報告書(sustainability report)」に置き換えられました。



ESRS-40a 草案

Observation

インパクトに関する有用な文脈情報を提供する可能性がある限り、地域またはセクターによる収益の分割またはインパクトの低減に専念する財源などの財務情報は、ESRS-40a 報告から除外されません。

さらに、EFRAG は、EU 域外で活動するグループには適用されない EU タクソミーに関連するデータポイントの削除など、その他の選択的な修正も行いました。

インパクト（Impacts）

ESRS-40a 草案におけるインパクトの定義は、ESRS 1 から変更されていません。インパクトにはグループ自体の事業および、製品およびサービスにかかるもの、ならびに上流および下流のバリュー・チェーンにおけるビジネス関係にかかるものを含む、上流および下流のバリュー・チェーンが含まれます。インパクトマテリアリティ評価は、ESRS 1 で定められたアプローチに基づいています。ダブル・マテリアリティ評価のリスクおよび機会の側面は省略されています。

開示の境界

報告境界は最終的な第三国の親会社のグループレベル（「グローバル・アプローチ」）ですが、ESRS-40a 草案では、インパクトが相応に管理されることを条件に、気候変動以外のトピックに関しては、報告の範囲を EU 関連のインパクトに限定することを認めています（「混合アプローチ」）。

Observation

気候変動は、混合アプローチが用いられる場合であっても、常にグローバルベースで開示されます。EFRAGはこのアプローチの理由として、多くの第三国グループが、気候変動に関してはすでにグローバルベースでの報告に一定程度対応できている点を挙げています。多くの法域は、国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）によって公表されたIFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」およびIFRS S2「気候関連開示」に基づく基準を採用しているか、採用の過程にあります。加えて、このアプローチは、温室効果ガス排出のグローバルな性質および国境を越えたそのインパクトと整合的です。

混合アプローチの適用において、ESRS-40a 草案は、グループが最初に EU 市場で販売または提供されると合理的に想定される製品およびサービスを特定し、それらの製品が決定された後に関連するインパクトを評価することを前提としています。

混合アプローチは、EU 関連のインパクトの有意義な識別(meaningful identification)が可能であり、それらのインパクトの忠実な表現を可能にする場合にのみ利用可能です。これは、グループの事業、製品、サービス、管理構造またはバリュー・チェーンが、EU 関連のインパクトを他の法域で生じるインパクトと区別できるように構成されている場合に該当すると予想されます。

Observation

コンサルテーションでは、提案された混合アプローチが実際に適用可能かどうかを評価する目的で、提案された混合アプローチに対するステークホルダーのフィードバックを求めています。具体的には、EFRAG は、EU 関連のインパクトの有意義な識別、忠実な表現、適用レベルに関する透明性、配分方法論および制限を含む、ESRS-40a 草案に含まれている提案された条件が、理解可能性、比較可能性および保証準備性を維持するために実際に十分であるかどうかについて質問しています。



ESRS-40a 草案

混合アプローチを選択する場合、インパクトを評価する際に以下の 2 つの要素を考慮しなければなりません。

- 「顧客に基づく」コンポーネント。これは、EU 市場で販売もしくは提供された、または販売もしくは提供されたと合理的に想定される製品およびサービスに関連するインパクトを把握するものであり、グループが製品の生産に使用する材料に起因する EU 域外へのインパクト、およびサプライヤーに起因する EU 域外へのインパクトを含みます。
- 「所在地に基づく」コンポーネント。これは、グループの EU 事業に関連するインパクトを把握するものであり、EU 事業の上流および下流のバリュー・チェーンのビジネス関係から EU 域外で発生するインパクトを含みます。

選択された追加の開示要求

情報の欠落または保証意見

ESRS-40a 草案は、最終的親会社、子会社または支店による ESRS-40a のサステナビリティ報告の作成に必要な情報をすべて提供しない状況に対応します。このような場合、子会社または支店は、ESRS-40a のサステナビリティ報告を発行し、利用可能にする際に、この事実を明確に記載することが求められます。

ESRS-40a 草案はさらに、ESRS-40a のサステナビリティ報告に保証意見が付されていない場合、子会社または支店がその旨を明確に記載することを求めています。これは保証意見を取得すべき義務に影響を与えるものではありません。

混合アプローチ

グループが混合アプローチを適用する場合、以下の説明を含む、作成の根拠に関する追加情報を開示しなければなりません。

- 報告される情報の範囲を限定するオプションが利用可能であるとグループがどのように結論付けたか
- どのインパクトが「EU 関連」とみなされるかをグループがどのように決定したか（例えば、方法論）
- オプションがトピック、サブトピック、またはインパクトのグループのレベルで適用されているかどうか

参照による組み込み

ESRS-40a 草案は、完全版 ESRS と整合した規定を使用して、参照による組み込みを認めています。完全版 ESRS とは異なり、ESRS-40a 草案は、グループが事業を展開する第三国の法域で制定されたサステナビリティ報告基準、例えば IFRS サステナビリティ開示基準に基づく要求事項に従って作成されたサステナビリティ開示を参照して、開示の相当部分を組み込むことを明示的に認めています。このアプローチを使用する場合、報告書には、参照によって組み込まれた情報の場所を示す目次を含めることが要求されます（すなわち、ページ番号および／または段落番号）。



コメント期間と次のステップ

ESRS-40a 草案のコメント期間は 2026 年 10 月 31 日に終了します。コンサルテーション中に受領したフィードバックは、EFRAG から EC への技術的助言の最終決定に貢献します。EFRAG は 2027 年 1 月までに技術的助言を提出する予定です。その後、EC は技術的助言を検討し、ESRS-40a の委任法案を作成します。これは、最終的な委任法が採択される前に（2027 年半ばまでを予定）、公開協議に付される予定です。最終的な基準は、EFRAG から提出された技術的助言とは異なる可能性があります。



Further information

If you have any questions about draft ESRS-40a, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*. For more information about this and other corporate reporting-related topics, please see our [IAS Plus website](#).

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of financial and sustainability reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, [start the application process](#) and select the iGAAP package.

[More information about iGAAP on DART](#), including pricing of the subscription packages, is available on IAS Plus.

原文（英語）：[iiGAAP in Focus — EFRAG publishes exposure draft on ESRs for certain non-EU entities](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。



Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

@2026.For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲は
こちらをご覧ください

<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>



Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited